

ハローワーク横浜は、 お手続きの内容により庁舎が異なります

管轄

横浜市中区 西区 南区 港南区 保土ヶ谷区 神奈川区 磯子区 旭区

お手続きの内容によっては16時で受付が終了しますので、
事前にご確認ください。

庁舎にはハローワーク専用の駐車場はございません。
公共交通機関でのご来所をお願いします。



事業主の方

- 求人票の作成に関する手続き
- 事業主に向けた高齢者・障がい者の雇用に関する相談
- 中卒・高卒の求人票の作成



中学生・高校生

- 中学生・高校生の就職相談



分庁舎

横浜市西区北幸1-11-15 横浜S Tビル4階

事業所部門

雇用援助部門

学卒第一部門

雇用保険・失業保険手続きは分庁舎では行っておりません

